

医療法人颯桜会 たぐち脳神経外科クリニック通所リハビリセンター
重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人颯桜会 たぐち脳神経外科クリニック
主たる事務所の所在地	盛岡市本町通り1丁目4-19
代表者名	田口 壮一
電話番号	019-621-1234

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	たぐち脳神経外科クリニック 通所リハビリセンター
指定番号	0310117379
所在地	盛岡市本町通り1丁目3-6
管理者	佐藤 葉子
電話番号	019-621-2348

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

1. 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。
2. 事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護、要支援状態区分、及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

運営の方針

医療法人颯桜会たぐち脳神経外科クリニックが提供する通所リハビリテーション事業は、平成18年度医療改定におけるリハビリテーションの日数の制限によりリハビリテーションの継続が困難になった要介護・要支援状態の利用者に対し、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療保険と変わらない理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを継続する事により、利用者の心身機能の維持・回復・介護の予防を図るものである。

4. ご利用事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	合計
施設長		医師	1名		1名
管理者		理学療法士	1名		6名
機能訓練指導員		理学療法士	2名	3名	
		作業療法士	1名	2名	
事務員				1名	1名
看護 介護 職員	看護師			1名	1名
	介護員		3名	2名	5名

5. 営業時間

平 日	午前の部	9 : 0 0 ~ 1 2 : 1 5
	午後の部	1 4 : 0 0 ~ 1 7 : 1 5
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始休暇、お盆休暇、その他定める日	

6. 苦情相談窓口

ご利用者ご相談窓口 ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

ご利用方法 電話 019-621-2348
面接 場所 当施設 面談室

盛岡市役所保健福祉部 介護保険課 電話 019-626-7581

岩手県国民健康保険団体連合会 電話 019-623-4322

7. 非常災害時の対策

非常時の対応

別途定める消防計画にのっとり対応いたします。

避難訓練

別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。

8. サービス利用に当たっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護保険負担割合証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用表を提示してください。
- 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 当施設において喫煙はご遠慮ください。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
- 利用者間で物品、食品、薬品、金品等のやり取りはご遠慮ください。
- 所持金品は自己の責任で管理してください。
- 施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動にはご遠慮ください。

9. 送迎範囲

当施設を中心とした以下の町内までの範囲とする。

盛岡駅前通、馬場町、南大通、神子田町、中野、東中野町、東新庄
東桜山、つつじが丘、浅岸 1. 2. 3、下米内 1. 2、さくらが丘、岩清水、
山岸 1. 2. 3. 4. 5、三ツ割 1. 2. 3、上田 1. 2、梨木町、盛岡駅北通 等

送迎範囲を越えた町内、地区の利用者は下記の金額を自己負担とする。

・下記の町内・地区までは片道 170 円の負担

南仙北、向中野、稲荷町、北天昌寺町、大新町、上堂、箱清水、緑が丘、前九年、北
夕顔瀬町、高松、東緑が丘、上田堤、山岸 6、東山、境田町、城西町三ツ割（松園手
前まで）

下米内採石場周辺まで、バス停岩山墓地入り口周辺まで、盛岡中央工業団地周辺まで、
東安庭、本宮、 等

・下記の町内・地区までは片道 240 円の負担

松園、東松園 1（南部地区）、東黒石野、岩脇町、黒石野、厨川 1. 2、
みたけ 1. 2. 3、青山、西青山 1. 2、月が丘 1、中堤町、大館町、川目 等

・下記の町内・地区までは片道 310 円の負担

東松園、西松園、厨川 3. 4. 5、月が丘 2. 3、西青山 3 等

・下記の町内・地区までは片道 380 円の負担

桜台、北松園、小鳥沢 等

その他の地域についてはその都度協議して決定する。

10. 感染症対策について

感染症の発生およびまん延等に関する取り組みを徹底するため、感染症対策委員会を設置し、指針の整備や職員研修・シミュレーション訓練を実施しています。

12. 業務継続計画について

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を確保するため、業務継続計画を策定しています。

13. ハラスメント対策について

適切な通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる職員や利用者からの性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員等の就業環境が害されることを防止します。

14. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、利用者に対する虐待の禁止・虐待の予防および早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し遵守し医療福祉の増進に努めます。事業所における虐待を防止するために、職員研修を実施しています。

15. 身体的拘束等の適正化について

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性：身体的拘束等が一時的であること